

板倉町告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月6日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成25年9月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年9月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 同意第 3号 板倉町公平委員会委員の選任について
日程第 6 同意第 4号 板倉町公平委員会委員の選任について
日程第 7 同意第 5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8 同意第 6号 監査委員の選任について
日程第 9 報告第 5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第10 議案第38号 板倉町子ども・子育て会議条例の制定について
日程第11 議案第39号 財産の無償譲渡について
日程第12 議案第40号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第41号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第42号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第43号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 認定第 1号 平成24年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 2号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 3号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 4号 平成24年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 5号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第 6号 平成24年度板倉町水道事業会計決算認定について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	優君
総務課長	中里重	義君
企画財政課長	小嶋	栄君
戸籍税務課長	長谷川	健一君
環境水道課長	荻野	恭司君
福祉課長	小野田	博基君
健康介護課長	落合	均君
産業振興課長	山口	秀雄君
都市建設課長	鈴木	渡君
会計管理者	荒井	利和君
教育委員会 事務局長	根岸	一仁君
農業委員会 事務局長	山口	秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田	吉一
庶務議事係長	伊藤	泰年
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸	光男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第86号をもって招集されました平成25年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。一昨日の9月8日早朝、前回に引き続いて、国を挙げて最大の誘致活動を展開してまいりました、オリンピック招致が実り、2020年の東京開催が決定されまして、国内7割方と言われております賛成派の皆さんを中心に、歓喜の声いっぱいの様相でございます。7年後に向けた今の時点で、最大級と言っても過言ではない、明るい目標ができたことで、その経済効果も150兆円、あるいは250兆円と予測する経済評論家もあらわれるほど、その真偽は別として、世紀に残る話題提供の朝でもございました。

喜びが次第に増してくる本日、平成25年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、猛暑も一段落の感がありますが、熱中症で救急搬送された方、今年も多数おられたようでございます。町内、前年9月いっばいで8名の方が昨年は運ばれたようではありますが、本年9月10日現在、まだ20日を残すところではありますが、10人ということでもございまして、ここ二、三年、行政としましても対策を強力に進めているにもかかわらず、増加の一途をたどっているというのは、やはり異常高温の厳しさがさらに増しているものと受けざるを得ないと思っております。

群馬県上流域のダムの貯水率は、最近まで平均50%を割る渇水状況が続いておりましたが、取水制限が10%という利根、渡良瀬、一時渡良瀬については20%ということでも行われていましたことは最近では非常に珍しいことでありまして、利根川では18年ぶりとか19年ぶりとか言われたようでございます。

9月6日、ようやく制限解除になりましたが、節水の呼びかけはまだ続けていただきたい旨の話もございまして、節水、水の大切さを教育面からも進めなくてはと思うところでございます。

台風15号、16号、17号、特に15、17号プラス秋雨前線等の影響で、そういうことで渇水の心配はなくなりましたが、世の中意のままにならずといいますが、連日の不安定な天候のもと、先般はたび重なるゲリラ雷雨による自然のいたずらということで、越谷市周辺あるいは矢板市周辺を竜巻被害という形で巻き込みまして、たった数分間で通り道になったところにおいては想像を絶する威力を見せつけられ、被災者を茫然とさせたのもご承知のとおりでございます。同じ環境にある当地域においても、いつゲリラ豪雨あるいは雷雨や竜巻に直撃されても全く不思議ではないわけでございまして、各家庭もさぞかしそういう意味では不安な状

況であろうと思いますとき、万が一の警戒に行政として予断を許さない状況と認識しているところであります。

そのような中、南、東地区のコシヒカリの収穫が進んでおりまして、既にセシウムの検出もなく、聞くところによりますと品質、収量もまあまあとのごさいます、ただ価格の面で不安定な不安材料があるということではありますが、これから本格出荷を迎える米も含めた秋野菜全般の動向も一喜一憂しながら注視している状況でございます。

国政に目を向けますと、先ほど申し上げましたオリンピック招致は最良の結果を得たとはいえど、シリア情勢における我が国の対応、景気の動向を加味した消費税導入問題、あるいは福島原発、放射能の汚染水処理の問題、あるいは自衛隊海外派遣につながる憲法改正の問題、先行する話題の陰で、水面下に潜ったという意味の潜行するTPP対応等、領土問題もあわせて今後の日本の明暗を分けるほどの大きな問題が連日マスコミの紙面をにぎわせておりますし、今後続々と解決を迫られる問題でもございます。

アラブの春の連鎖から民主化を求める動きが内乱になり、多数の罪もない国民が犠牲になっているシリア問題。無差別な化学兵器の使用は認めないという世界の警察を自認するアメリカに対して、同盟国の日本ではどうかかわっていくのか。また、軍事介入をすれば、複雑な状況下で平穏な地に果たしてなるのか。中国あるいはロシア、中口の大国が全く反対の現状をどう対処していくのか。国内問題、内政干渉として座視することでよいのか、大変な問題でもございます。

また、借金が1,000兆円超えと言われる中、今後の高齢化も含めて、社会保障の充実を唱えながらの消費税導入時期は、アベノミクスで経済を極論で申し上げますと、無理やり上昇気流に乗せつつあると言われておりますが、依然として一部を除き、中小企業や国民には好感感がまだ生まれていないとされる中、どう判断されていくのか。あわせて、導入に際し、国民に負担を求めるときは、並行して身を切る覚悟の徹底した行財政改革を行うとの公約が果たしてどうなるのか。結果的には影響がなかったようでしたが、オリンピック招致に微妙な影響が出始めていたと言われる原発事故、汚染処理水の問題の解決策は、肝心の国民に向けての積極的な説明やオリンピック上での安倍首相の明言が国民の前ではまだ行われていないというような、こういった問題に対して、どうこれからなっていくのか。これらの問題の陰に潜まった感のあるTPP問題、交渉事という大義を全面に出し、議論の中身が公表されない、あるいは閉鎖的に進められている現状感から、国益のある交渉になっているかどうか、議論すらできない状況等々を考えますとき、対応が後手後手に回っている感は否めないと思っております。

与野党を問わず、政治の率先垂範あるいは牽引力、そして説明責任等々が年々見られなくなるような傾向に感じられますが、国会及び国会議員の真剣な議論を当然望むところでもありますし、選んだ我々国民の側の温厚な国民、温厚過ぎる国民性なのか、あるいは忘れっぽいのか、無関心なのか、国民の側にもその責任は重大なものがあると思っております。

町政におきましては、広域行政では1市2町ごみ処理建設については、順調に進んでおりまして、各市町で受け持つ施設の建設に必要な手順をクリアしながら、操業開始に向け今日に至っております。

医療事務組合では、厚生病院の改築工事が着工され、現在基礎工、免震工あるいは土台工等を含めた地下工が一体となって進んでおります。しかし、肝心の病院経営面におきまして、産科、小児科、整形外科あるいは皮膚科等々、医師不足の影響が既に出始めて年月が経過しており、厚生病院完成時に向け、理想の形で

オープンできるよう、1市5町協調しながら努力中でございます。

広域水道事業であります、3市5町で認可手続を立ち上げ中でありまして、構成市町各施設の老朽化対応、そして効率化、危機管理、水質の一定化、料金高騰の防止、健全財政等々も含めた利点を追及するため、一事業団設立に向けての諸手続を進めております。

災害地に対し安全、安心の基本をなす消防組合におきましても、1本署6分署体制でまいりましたが、2年前から1本署4署2分署体制に変わりました。現在4署2分署に関しては、新築移転が完了し、耐震も含めて終了しているところではありますが、最後の予定であり、なお耐震や環境に大きな問題のあった本署建て替えが課題となっていました、東日本大震災を機に、いよいよ具体化の時期との判断が1市4町首長の間で一致いたしました。現在のスポーツレーン西の場所は、人口密集地に加え、手狭であり、郊外へ新たに建設の方向で考え方の合意がされつつあり、移転場所等々、予算面も含め、負担を考慮しながら、着工に向けて進行を始めたところでもあります。

産業面では、農商分野については、アベノミクスの効果は感じられず、むしろ円安の影響から生産費、仕入れ品の値上がり傾向が物によってははっきりしてきておりまして、価格転嫁も安易にできないという性格上から、一層の厳しさを感じられるというところが多く、中小企業、特に工業におきましても、業種によっては受注の増加が見られるようではありますが、利益増にはまだつながらないとの声が多く聞かれており、そのような実態かなと受けとめております。

教育福祉面におきましては、少子高齢化の中、5年後には町内小学校入学児童者数が100人を下回る状況の中、小学校の統合問題も避けて通れない問題になりつつあるように認識しております。板倉保育園、北保育園につきましても、園舎の老朽化に伴う対処方法、あるいは2園の入園児のばらつき、経済性等を考えると、同様の問題も考慮されようかというように感じております。

また、最近では高齢者福祉の充実ばかりでなく、学童保育、病後児保育の充実等、子供福祉の重要性も指摘されておりまして、さまざまな面から検討し、地域の議論を乗り越えて方向性を出さなければならない時期に来ていると認識しております。

環境文化におきましては、水文化を中心とした地域、歴史の特殊性が町外から見直されている流れを強く感じておりますが、雷電神社や町内に点在する多くの文化遺産に加えて、昨今のラムサールの遊水地、あるいは文化的景観等、有効かつ大きな観光資源等にも挙げられますが、町活性化のための利活用については、口で唱えるほど簡単ではないことも強く感じております。庁内、役場内プロジェクトチームを立ち上げて、検討もいただいておりますし、ラムサール4市2町協議会も設立されましたので、県境を越えた各構成町の取り組み等を参考にしながら、慌てず対応していきたいと思っております。

当町独自の危機管理でございますが、自主防災組織を通じて、日常の準備と心得、情報のキャッチと伝達、避難の決断と方法、避難場所の確認等々を推進し、また行政では指導者の育成、伝達手段の充実、避難場所の設置、避難後の対応、非常用備品や機材の確保、あるいは関係機関との連携、そして訓練の実施等をそれぞれ分担し、なおかつ連携して対処すべく、一つ一つ実践に沿っての対応を検討しており、年々その成果もわずかながらありますが、浸透してきていると思っております。

国道354号、八間樋関係につきましても、完成期限が一応明記され、計画どおり進んでいると見受けております。庁舎建設につきましても、ご承知のように検討委員会で慎重なご議論をいただいた末、答申をいた

できました。尊重しながら、平成27年度着工に向けスタートしております。建設予定地としての必要な事項を地権者に説明し、意思確認、意見聴取、境界確認、測量業務、土地の評価、公正な買収価格の設定に向け、現在手順に沿って進めております。

企業商業用地あるいは住宅販売であります。A区画約5ヘクタールに良好な引き合いあり、G区画4.9ヘクタールに分割2区画、2社強い引き合いあり、F区画17ヘクタール、著名企業からの商談ありの状況で、成約に向けて交渉継続中であります。

駅南商業区域9ヘクタールについては、某企業系ディベロッパーの仲介のもと、商業施設形成の商談進行中であり、住宅販売分譲についてはやや思ったよりローペースで進行中と見受けておりますが、開発進捗に合わせての促進をさらに期待しているところであります。全体として幾分かの活性化が感じられ、引き続き成果が、結果が出せるよう、全力を挙げてまいっているところでございます等々申し上げ、今議会では諮問第3、4号、同意第3号から第6号、報告第5号、議案第38号から第43号、認定第1号から第6号をご審議いただく予定でございますが、決算認定につきましては、既に監査委員さんから結果の報告をいただき、意見書についてもご提出いただいております。平成25年度も既に半分ほどまいっておりますが、それらのご意見等も踏まえ、また今議会の内容等もしっかり踏まえまして、行政運営に携わる所存で、覚悟でまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます。冒頭のご挨拶といたします。大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成24年度教育委員会点検評価報告書がお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の人権擁護委員の諮問2件、公平委員会委員の選任同意2件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、監査委員の選任同意1件、財政健全化法に基づく報告1件、条例の制定議案1件、財産の無償譲渡議案1件、補正予算議案4件、決算の認定6件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元に配付の文書表のとおり、陳情5件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番 青木秀夫君

10番 秋山豊子さん
を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月23日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、8月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月10日から20日までの11日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、諮問第3号、第4号及び同意第3号から第6号について、提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。また、提出者から報告第5号についての報告があります。次に、議案第38号から議案第43号までについて、提案者から説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。続いて、平成24年度各会計の認定第1号から認定第6号について、提案者から各議案の説明のみを行い、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の11日は、一般質問を行います。

第3日目の12日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の13日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第5日目から第7日目の14日から16日は、休会といたします。

第8日目の17日は、総務文教福祉常任委員会を、第9日目の18日には、産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成24年度の決算について事務調査を行います。

第10日目の19日は休会とし、最終日の20日は、平成24年度各会計の認定第1号から認定第6号について審議決定をいたします。

さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から20日までの11日間と決定いたしました。

○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、諮問第3号及び日程第4、諮問第4号は人権擁護委員候補者の推薦についてでありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、諮問第3号及び第4号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第3号でございますが、現在その職にあります馬場信雄君、生年月日、昭和21年1月25日、住所、除川1064番地が、来る平成25年12月31日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

馬場信雄君につきましては、3期9年の任期中、高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮され、その職務を遂行していただいております。適任者として、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号でございますが、同じく現在の職にあります渡邊宗一君、生年月日、昭和20年12月2日、岩田1042番地が、来る平成25年12月31日をもって同じく任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

渡邊宗一君につきましては、1期3年の任期中、その職務を熱意をもって的確に遂行していただき、今後その活動が十分可能であると思われたため、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより諮問第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり同意されました。

○同意第3号 板倉町公平委員会委員の選任について

○同意第4号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、同意第3号及び日程第6、同意第4号は、板倉町公平委員会委員の選任についてでありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同意第3号、同じく第4号につきましては、町公平委員に関します人事案件でございます。ご説明を申し上げます。

初めに、同意第3号でございますが、本案は現在板倉町公平委員会委員を務めていただいております関根和雄君が9月20日をもって任期満了となります。これに伴う再任の人事でございます。地方公務員法第9条の規定により議会の同意を求めるものであります。

関根和雄君は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通しておりますので、適任者として公平委員会委員に選任したいと思います。

次に、同意第4号でございますが、同じく板倉町公平委員会委員であります石井榮君が9月20日をもって任期満了に伴う後任者の人事でございます。

後任者については慎重に人選を行いました結果、氏名、下山伯四郎君、生年月日、昭和22年11月28日、住所、板倉町大字大高嶋723番地の2を選任いたしたく、地方公務員法第9条の規定により議会の同意を求めるものであります。

下山伯四郎君は、人格は誠実で、地域におかれましては信望も厚く、自治体の行政経験もあり、知識が豊富でありますので、適任者として選任いたしたいと存じております。

以上、2名の方を提案させていただきますが、おのおのその経験に基づいた指導力、行動力を十二分に発揮し、その職務を遂行していただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

担当課長の説明はございません。

以上であります。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましても、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○同意第5号 板倉町固定資産評価委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、同意第5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同意第5号であります。板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち、小島輝男君が平成25年9月19日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

小島輝男君は、人格は誠実で、地域におかれても信望が厚く、町行政にも精通していることから、適任者として選任したいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても担当課長の説明は予定しておりません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○同意第6号 監査委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、同意第6号 監査委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく同意の第6号であります。監査委員の選任についてでございます。

本案につきましては、監査委員である高瀬博通君が平成25年9月16日に任期満了となることから、引き続き同君を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

高瀬博通君につきましては、平成21年9月17日に監査委員に就任し、本町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見をもって4年にわたりその職務を遂行していただいております。適任者であると考えております。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第6号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

○報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 報告第5号であります。平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。

本町においては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。

なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合に、その程度を示す指標でございます。

本町におきましては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。

なお、これについても早期健全化比率は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。

本町における実質公債費比率は9.2%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。

今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。

なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。

公営企業会計ごとに算出することとなっております。本町では水道事業会計と下水道事業特別会計が該当となりますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されないこととなります。

なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員さんの審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わり、これにつきましては、担当課長の説明はございません。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第5号を終わります。

○議案第38号 板倉町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第38号 板倉町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第38号についてご説明を申し上げます。板倉町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する子ども・子育てに関する施策について調査審議する機関として、板倉町子ども・子育て会議を設置いたしたく、同会議条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

担当課長から説明をいたさせます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） お世話になります。それでは、板倉町子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の制定理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。

本条例の概要についてご説明申し上げます。

板倉町子ども・子育て会議条例第1条でございます。設置です。子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、板倉町子ども・子育て会議を置くということでございます。

第2条につきましては、所掌事務でございます。子育て会議は、第77条第1項各号に掲げる次の事務を処理するものとする。第1号で、特定教育、保育施設の利用定員の設定に関する事。第2号で、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。第3号で、板倉町子ども・子育て支援事業計画に関する事。第4号で、板倉町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することでございます。

第3条は組織でございます。子育て会議の委員15名以内で組織する。第2項で、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱するということでございます。第1号、学識経験のある者、第2号、子供の保護者、第3号、子ども・子育て地域支援関係者、第4号、教育関係者、第5号、保育関係者、第6号でその他町長が特に必要と認めた者ということでございます。

第4条は任期でございます。委員の任期は2年とし、再選を妨げないということでございます。

ちょっと飛びまして、第7条につきましては、報酬及び費用弁償でございます。この関係につきましては、附則のところの一部改正させていただきまして、額が決定されるわけでございますが、附則の第2項のところでございます。3ページ、下の欄のところの真ん中で、子ども・子育て会議委員、日額7,500円ということと改正させていただいて、報酬につきましては日額7,500円ということでございます。

第8条につきましては、庶務でございます。子育て会議の庶務は福祉課において処理するということでございます。

附則で第1項、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 財産の無償譲渡について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第39号 財産の無償譲渡についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第39号の財産の無償譲渡についてでございます。

本案につきましては、地縁団体である第21区自治会から要望のありました町有地の無償譲渡に関し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものであります。

この土地は、中耕地街路整備事業に伴い、町が八坂神社敷地を取得するに当たり、その代替地として交換することを昭和61年8月22日に協定として締結されたものであります。

大林土地区画整理事業区域内であったため、換地処分により土地の地番が付された後に所有権を移転登記することとなっておりますが、共有名義での登記となると、後々相続等の問題が懸念されるため、登記されず現在に至ってまいりました。

去る5月30日付で地縁団体として認可が決定し、団体として土地の取得が可能となったこと、また総会においてその取得についての承認を得ており、中三地域住民の総意であることやこの土地の冒頭申し上げました経緯から、町としましてもその意向に沿う約束があるということ等も踏まえまして、そういった方向性に考えておるところでございます。

以上の経緯でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第40号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第40号でございます。平成25年度板倉町一般会計の補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,935万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億43万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に106万3,000円、県支出金に1,422万7,000円、寄附金に42万円、繰入金に1,044万円、諸収入に40万円、町債に2,280万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に3,084万8,000円、民生費に233万9,000円、農林水産業費に2,136万9,000円、商工費に7万円をそれぞれ追加し、議会費を170万円、衛生費を78万6,000円、土木費を50万円、教育費を229万円減額するものでございます。また、地方債につきましても、所要の補正をするものであります。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、議案第40号でございますが、平成25年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、細部の説明をさせていただきます。

今般の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,935万円を追加しまして、歳入歳出の合計をそれぞれ52億43万9,000円とするものでございます。

また、地方債につきましては、第2表の地方債補正によるものでございます。

それでは、1ページから4ページにつきましては省略させていただきます。5ページをお開きいただきたいと思っております。第2表、地方債の補正でございますが、今般の補正につきましては、臨時財政対策債の借り入れ発行可能額の確定によりまして2,280万円を限度額を追加します。合計で3億280万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細に移りたいと思っておりますけれども、6ページから7ページにつきましては省略させていただきます。

8ページをお開きいただきます。歳入ですが、14款国庫支出金、2項3目農林水産業費国庫補助金ですが、80万円の追加でございます。

まず、農業振興費でございますけれども、新規就農者確保事業交付金600万円の減額でございますが、これは国庫補助から県補助への訂正するものでありまして、次のページの県支出金のほうに訂正させていただくものでございます。

続きまして、農地費でございますけれども、農業基盤整備促進事業補助金、川入の東でございますけれども

も、新規事業としまして680万円の追加でございます。これは、10アール当たり10万円の6.8ヘクタール分の歳入を受けるものでございます。

続きまして、14款国庫支出金でございますが、3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金でございますが、26万3,000円の追加でございますが、国民年金のシステム改修費に伴います国負担の10割分を受けるものでございます。26万3,000円の追加ということでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、3目民生費県補助金でございますが、4万7,000円の追加でございます。新規事業であります、難聴児補聴器購入支援事業補助金としまして4万7,000円を受けるものでございます。県補助金の2分の1補助事業ということでございます。

続きまして、5目でございますが、農林水産業費県補助金1,423万2,000円の追加でございます。新規就農者確保事業補助金600万円の追加については、先ほど国庫補助金から県支出金への移行ということで、訂正ということで追加させていただくものでございます。

続きまして、はばたけぐんまの担い手支援事業費補助金773万2,000円の追加ですが、これはハウスの被覆材の張りかえの補助事業でありまして、8件分の事業であります。総事業費の15%分の県補助金を受けるものでございます。

続きまして、農地費補助金ですが、50万円の追加でございます、小規模土地改良事業離2期地区の補助金でございます。事業実施に係ります計画並びに環境調査等の費用を補正するものでございまして、2分の1県補助金として受け入れるものでございます。

続きまして、15款3項1目総務費県委託金ですが、5万2,000円の減額でございます、住宅・土地統計調査の調査費の確定によります減額となっております。

次のページを、10ページをお願いしたいと思いますが、17款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金ですが、14万円の追加です。ふるさと納税として受け入れいたします。

続きまして2目指定寄附金ですが、28万円の追加でございます、交通安全対策という指定として28万円を受けるものでございます。この28万円につきましては、歳出の2款1項13目であります交通対策費へ町民の森駐車場工事の財源として受け入れるものでございます。

続きまして、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金ですが、3,260万円の減額でございますが、これは歳入歳出の調整であります。職員の人件費の減並びに臨時財政対策債の歳入増が主な要因となっております。

続きまして、4目公共施設等整備維持基金繰入金でございますが、1,370万円の追加でございます。これは、町民の森駐車場拡張整備工事のための財源として充当させていただきます。

11ページをお願いいたします。20款諸収入ですが、5項3目雑入として40万円の追加でございますが、個人紹介制度企業局分担金としまして、ニュータウンの分譲紹介者に対しまして、10万円の奨励金が出るのですけれども、その県負担分として8名分の10万円掛ける2分の1を受け入れるものでございます。

歳入の最後ですが、21款町債でございますが、臨時財政対策債2,280万円を追加するものでございます。歳入合計4,935万円の補正額となっております。

続きまして、12ページ、歳出でございますが、歳出につきましては、今回人件費が各款、項で発生しております。ここで歳出全体の人件費につきまして説明を申し上げたいと思います。

給料につきましては、6月議会で可決されました職員給与の臨時特例による削減によりまして、一般会計全体では129人分、1,437万円の減額となっております。

なお、上下水道等、他会計を含めました全体の削減額としましては1,621万円となっております。

なお、職員手当、共済組合負担金等につきましては、人事配置異動によるものでございまして、款項ごとに増減はありますが、全体では変更はないということをご理解いただきたいと思います。

よって、今後の職員人件費につきましては説明を省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1款議会費、1項1目議会費ですが、議会運営費としまして145万円の減額でございまして、やはりこれも臨時特例による削減額を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費ですが、人事事務事業としまして170万4,000円の追加でございまして、臨時職員1名の増を追加するものでございます。

続きまして、13ページをお願いしたいと思いますが、2款総務費、1項8目情報推進費ですが、181万2,000円の追加でございまして。情報化推進事業181万2,000円の追加で、これはジービーユーシステムへのデータ移行、機能の追加、接続工事分を今般追加するものでございます。

続きまして、13目交通対策費ですが、1,370万円の追加でございまして、町民の森駐車場拡張整備工事としまして追加するものでございます。主な工事内容としましては、排水、フェンス等の工事の追加となっております。

14目環境保全費3万円の追加ですが、ラムサール条約の湿地登録関係市町村会議負担金としまして3万円を追加するものでございます。このラムサール湿地登録につきましては、全国で46カ所ございますが、その関係市町村が74市町村ございます。その74の市町村のうち64の市町村がラムサール条約湿地登録関係市町村会議に加盟をしております。本町も今般、平成25年度より加盟したいということで、今般の補正をさせていただくということをご理解いただければと思います。

続きまして、17目庁舎建設費35万8,000円の追加でございまして、土地収用法に係ります事前説明会の新聞広告料20万円の追加をさせていただいております。この事前説明会というのは、収用法を認定するに当たりまして必要な説明会でございまして、新聞に広告するというのが法律で決まっております。20万円の追加をさせていただくものでございます。

また、同じく事業認定申請の手数料としまして15万8,000円、これは定額なのですが、群馬県に支払うこととなりますけれども、15万8,000円を追加させていただくということでもよろしく願いいたします。

続きまして、14ページをお開きいただきます。2款総務費、2項2目の賦課徴収費でございまして、1,697万9,000円の追加でございまして。固定資産税賦課業務としまして460万円、町税徴収管理業務としまして1,237万9,000円の追加でございまして、それぞれ介在山林等の固定資産税の還付金として460万円、また介在田畑等の固定資産税、評価額更正によります還付金としまして1,220万円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、15ページに移りたいと思いますが、2款総務費4項1目選挙管理委員会費2万6,000円の追加でございまして、これもジービーユーシステム導入に伴います選挙事務専用のパソコンのリース使用料を2万6,000円の追加をさせていただくものでございます。

続きまして、2款5項2目基幹統計費4万7,000円の減でございまして、統計調査費の調査交付金の決定によります4万7,000円の減額となっております。

続きまして、16ページをお願いしたいと思います。3款民生費でございますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費352万円の追加でございますが、上から3段目の丸でございますが、民間社会福祉活動事業、社会福祉協議会への補助金でございますけれども、410万8,000円の追加でございますが、社会福祉協議会の人事異動によります補助金の追加ということでございます。

また、その一番下の国民健康保険特別会計繰出金27万8,000円の減額につきましては、主な理由としましては、人件費の削減によるものをご理解いただければと思います。

続きまして、2目高齢者福祉費136万4,000円の減額でございますが、老人福祉センター指定管理委託料119万1,000円の減額でございますが、これも人事の異動によります人件費の減額ということでございます。

続きまして、介護保険特別会計繰出金でございますが、主な要因としましては、人件費の削減17万3,000円の減額でございます。

続きまして、3目障害者福祉費19万2,000円の追加でございますが、難聴児補聴器購入支援事業としまして9万4,000円の追加及び自立支援認定審査会用パソコン賃借料、これもジービーユーシステムの移行に伴うものでございますけれども、9万8,000円の追加でございます。

17ページをお願いしますが、3款民生費、2項1目児童福祉費総務費9万2,000円の減額となっておりますが、子ども・子育て委員報酬としまして日額7,500円の15名の3回の会議ということで33万8,000円の追加をさせていただくということでございます。

次に、2目児童措置費172万6,000円の追加でございますが、広域入所児童委託料としまして172万6,000円でございます。年度中途2名の希望者がいたということで、2名の希望者の追加ということでございます。

次の保育園費、児童館費については人件費でございますので、続きまして18ページをお開きいただければと思います。3款3項1目国民年金費でございますが、システム改修の委託料としまして26万3,000円の追加するものでございまして、100%国庫費ということになってございます。

続いて、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費19万7,000円の減額でございますが、一般経費としまして、やはりジービーユーの導入によりまして、健康管理システムの使用料を10万3,000円の追加するものでございます。

次の4目保健センター費でございますが、11万1,000円の追加でございます。健診用のスクリーン、要するについで立てなのですが、つい立てを購入する費用としまして11万1,000円を追加させていただきます。

続きまして、19ページでございますが、6款農林水産業費、1項3目の農業振興費1,073万2,000円の追加でございますが、はばたけぐんまの担い手支援事業補助金773万2,000円の追加でございますが、先ほど歳入でも説明申し上げましたが、ハウスの張りかえの工事事業費の15%分としまして群馬県より受けるものをそのまま歳出として計上してございます。

次に、農産物直売所季楽里の運営費としまして、300万円の運営費の追加をさせていただくということで補正させていただきます。

続きまして、20ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項5目農地費でございますが、1,174万2,000円の追加でございます。まず、農地・水保全管理支払交付金実施事業としまして80万2,000円の追加でございます。これは、向上活動取り組みへの交付金1団体分としまして、農地・水管理支払交付金を80万2,000円を追加するものでございます。

その次に、農業基盤整備促進事業、板倉東部地区、これは川入の東地区に当たるのですけれども、990万円の追加ということで、調査、設計、測量委託業務70万円、簡易は場整備工事としまして920万円を追加するものでございます。事業内容としましては、遊休農地、段差の解消による区画の拡大としまして、面積6.8ヘクタールを予定してございます。

続きまして、小規模土地改良事業、離2期地区交換分合事業でございますけれども、推進計画等の策定業務の委託料100万円を追加するものでございます。

次に、7目農村環境整備費94万5,000円の追加でございますが、町単独土地改良事業としまして、登記事務・用地測量業務の委託料としまして94万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、21ページをお願いしたいと思いますが、7款商工費でございますが、1項3目消費者行政推進費として5万円、これは臨時職員の時間外賃金を補正させていただくものでございます。

続きまして、4目観光費72万円の追加でございますが、揚舟2そう分のコーティング料としまして修繕料72万円の追加でございます。

続いて、22ページをお願いしたいと思います。8款土木費、2項3目道路新設改良費、補正額としてはゼロでございますが、予算の組みかえということでございまして、八間樋橋整備事業、1-9号線の事業であります。交差点改良設計業務委託料としまして150万円の追加を、用地購入費を減額しまして追加させていただくという内容でございまして、町道1-9号線と県道麦倉一川俣停車場線の交差点の設計業務の委託料でございます。

続きまして、4目橋梁維持費でございますが、これも組みかえでございます。橋梁長寿命化事業としまして、順番が前後しますけれども、まず上から2段目の橋梁修繕工事請負業務委託料を2,050万円を減額しまして、その2,050万円を橋梁修繕設計業務委託料に750万円を追加、それと橋梁修繕工事費に1,300万円の追加、組みかえということでございます。この橋梁長寿命化事業につきましては、当初海老瀬の2-40号線、東武鉄道の跨線橋と粕谷の町道105号線、早沼橋の修繕工事を委託により実施をするというような計画なのですが、東武鉄道とネクスコ東日本との協議が進んでおりません。このままですと、せっかくの、この事業につきましては社会資本整備総合交付金という補助金を使用しておりますけれども、その補助金が無駄になるということで、今般計画を変えまして、1の跨線橋と早沼橋につきましては、設計のみを今年度行い、工事につきましては町道1-12号線、蛭田橋の下の橋、下流の橋の工事を実施するということの変更をさせていただくということで今般の補正となっております。

続きまして、23ページお願いいたします。8款土木費、4項3目下水道費でございますが、30万円の減でございますが、やはりこれ人件費の減額によるものでございます。

5目ニュータウン事業費80万円の追加でございますが、宅地販売促進事業としまして、個人紹介への謝礼金の追加でございまして、8名分掛ける10万円、80万円の追加でございます。

現在ニュータウンの謝礼金につきましては、5名の方に決定が出ておりまして、若干今回の、今後の分譲の推移も含めて、追加させていただくということでございます。

続きまして、24ページをお願いしたいと思います。10款教育費、2項1目学校管理費4万2,000円の減額でございますが、小学校運営費としましてテレビの受診料、これは各調理室の分でございますが、計上漏れによりまして2万8,000円を追加させていただくものでございます。

10款教育費、4項2目文化財保護費57万8,000円でございますが、あそこは西岡でございますか。二本木のエノキという文化財がございますが、その伐採工事費として57万8,000円を追加するものでございます。

5目中央公民館費27万1,000円につきましては、第2、第3会議室のエアコンの修理としまして27万1,000円を追加するものでございます。

次の25ページをお願いいたしますが、6目東部公民館費40万7,000円につきましては、陶芸館の焼き窯の修理及び公民館内の誘導灯の交換等の修繕料としまして40万7,000円を追加させてもらうことになっております。

8目北部公民館費24万7,000円でございますが、電化製品、これは冷蔵庫ですが、1台処分料として9,000円、手すり取り付け工事としまして21万円の追加。この手すりにつきましては、2階の和室の外側に落下防止のため、手すりを取りつけるという工事を予定しております。冷蔵庫購入費については1台分を予定しております。2万8,000円の追加でございます。

9目わたらせ自然館の関係でございますが、2万9,000円の追加でございまして、電化製品処分料、テレビ、パソコン等の処分料として2万9,000円を追加させていただきます。

26ページにつきましては、人件費でございますので、省略させていただきますが、歳出合計としまして4,935万円の補正額となっております。

最後の27ページでございますが、地方債に関する調書でございまして、今回の臨時財政対策債の補正後の当該年度末の現在高を見込んでございます。一番右の列の一番下でございますが、本年度末39億257万5,000円の残高ということで見込んでございます。

以上、補正予算の第2号に関する説明でございます。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。19ページの一番最後に載っている農産物直売所運営補助金の300万円のことなのですが、先日議員協議会でも説明があつて、内容については大体わかっておるのですが、今日は議会ということで、議事録にも載ることになりますので、今日はきちっとした説明を再度していただければと思うので、あえて質問させていただきます。

この農産物直売所につきましては、長期的な視点と目先の現時点の視点と2つの視点で考えていかなければならないことだと思います。中長期的にはこの直売所をどういう視点で捉えるかと、行政機関の一施設として考えるのか、あるいは営業的な事業所として視点で捉えるかということで、大きな見方が2つに分かれると思うのですが、それともう一つはこの目先、事業所として例年のごとく、営業についての問題点

がいろいろ検討委員会とか、そういうものを通して審議されておるわけですが、現時点では一向に改善される見通しもないようなのですけれども、それについて当事者として、今後この季楽里の運営について、どう考えているか、きちっとその見通しを現時点でわかる範囲で立てる必要があるのではないかと思います。

今回300万円の補助金ということは、これはこれで仕方ないことだと思うのですが、この補助金がいつまでもつのかと、何カ月後にまた同じことを繰り返す見通しなのか、その辺のことについてもきちっと当事者として、ここの時点で曖昧でなく、きちっとこういうことだと、もうまだまだこれは延々と続きそうだとか、あるいはもうあと一回ぐらいで見通しは立つというような見通しを具体的にわかる範囲できちっと、曖昧ではない説明をしてもらったほうがいいかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、季楽里につきまして、現在のところというところで答弁させていただきます。

青木議員さんからご指摘がありましたように、季楽里につきましては、発足当時からなかなか厳しいものがあるということで進んできたのが現実であります。立ち上がりについても、もとを正せば基本的には大きな土地改良事業の中で非農用地を生み出して、その部分を有効に利用していくと、当然当初の計画からいろんな構想を検討して、この形で行くという方向で進んでおりますので、この計画自体は何ら間違いはなかったと感じておりますし、そのとおりに基本的には体制をきちっと固めて、平成16年10月からスタートしてきているという状況であります。

もちろんその考え方とおりに直売所として運営を開始して、その当時はこういう施設がなかったということもあったのかなと感じておりますが、売り上げがある程度伸びまして、1億円を超える売り上げが一時期にはあったということでもあります。

その後、いろいろご指摘もあろうかと思いますが、基本的に担当といたしまして、同じような形で直売所の運営をしてきたという中で、ほかの施設と差が出てきて、直売所としての魅力がなくなっている部分があったのかなということでございます。

昨年、そういう中で、運営をいろいろ検討しまして、昨年の9月30日、リニューアルオープンということで、内容についてもお店の内装を変えたり、それから食堂の部分の入り口を変えたりということで、また新たな気持ちでリニューアルオープンをしました。

その結果でございますが、その後も努力は重ねておったのですが、なかなかお客さんが増えてきていないという現状の中で、今年の3月にも運営費、それから今回9月に運営費の補正をお願いするという状況に至っております。

ただし、基本的にこの直売所につきましては、町の一つの直売所という意味合いとPRを行う機関であり、そういういろんな意味でここの施設を利用して町の魅力を発信するという意味合いも当然兼ね備えているということでもありますので、担当としましては、基本的にはこの形で存続をしたいと、この形で存続できればと考えております。

その方法であります。やはり今まで何度も運営委員会の方々にもいろいろお話もいただいて、アドバイ

スもいただいておりますが、なかなか有効な策ができていなかったということもありますけれども、確かに青木議員さんおっしゃるように、このままただらと運営費を入れていくということも非常に説明がつかないという部分もございます。

今回につきましては、ここで決定ということではありませんけれども、言い切れない部分はありますけれども、やはりまた運営委員さんにいろいろご意見をこの前いただいております。そのご意見をもう一度よく検討させていただいて、方向づけをして、基本的には存続という形で担当としては考えています。

現在のところ、そういう状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ですから、この行政施設の一つとして存続させるというのなら、そういう方針で、それはそれで結構だと思うのです。ですから、そうであるならば、採算とか損益についてに余りこだわることなく、そういう形で進めていくと。そうであるならば、やはり営業形態を少し抜本的に変えていくとか、そういった形で、できるだけ損失が少なくなるように、経費が少なくなるような方向できちっとそのうちそのうちではなくて、早目に担当者として方針を決定していく必要があるかと思うのですけれども、その辺のことをまた再度答弁いただきたいと思うのです。

それともう一つ、ニュータウンの個人紹介謝礼金が今回80万円ですか、補正で追加になったのですけれども、本予算で幾らついていたのですか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、まず季楽里の関係でございます。

こちらにつきましては、確かにただらと結論を延ばすというわけにはいきませんので、こちらにつきましては、さきの運営委員会の中で議長さんからも3カ月という期間を、これはそこまでいいよという話ではありませんが、そういう話をいただいておりますので、期間内に方向性を出したいと考えております。

それと、もう一つの紹介の関係ですが、こちらにつきましては、当初2名分、20万円という計上でございます。ただ、今年につきましては、先ほど小嶋課長からもありましたが、今年につきましては既に5名、年度については4名なのですけれども、25年度については現在4名なのですけれども、そういう形で増えてきております。

今までも、これが平成14年から始まったのですが、既に18名が紹介、この制度に該当になっているということですので、今年度また期待を込めて今回補正ということでございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 24ページ、25ページの文化財の関係でございます。いい意味でありがたいわけでございますけれども、いい意味含めるか、残念なところもあるのですけれども、二本木のエノキの関係、1年半前にドクターがいろいろとやっていただいた。しかし残念ながら半年か1年後に枯れてしまったという、その中で、復元までいかないのでしょうかけれども、予算をとっていただいて、少し掘り起こしながら伐採す

るという、その後の中でエノキを、植えられるような話も聞いております。その木の右側にケヤキがあるのですけれども、ケヤキも素朴な、真っすぐ上へ伸びるケヤキでなく、両側に五、六本曲がって植えてあるケヤキですけれども、電線等々にもかなり影響しているのです。きれいなケヤキならいいのですけれども、ああいう形のケヤキでは、あってもどうかなと思いつつながら、そしてまたエノキを植えたときにケヤキのほうに栄養分が行ってしまうのではないかなという感じもしますので、できれば要望、お願いですが、復元の中のエノキを1本ではなく、もう一本、近所の方々もあのケヤキではねという声も出ておりますので、できれば予算の中で南側のケヤキも伐採いただいて、1本のエノキではなく、もう一本そこに植えていただいた2本のエノキが植えられれば、復元でなく、50年、100年になってから二本木かなという、そういった歴史にもつながるかなと思いますので、その辺も予算の中でできるならばお願いしたいと思います。

それから、下側の北部公民館の手すりの関係ですけれども、突然出てきたものですから、これは目的というか、事故があって、何かあって突然手すりがつけられるのか、つけていくのか、その辺がわかれば教えていただければと思います。先ほどの説明の中に、手すりといってもどの辺か、私も聞き漏らしてしまったものですから、その辺も説明いただければお願いします。つけては悪いとか、そういう問題ではなくて、どういういきさつがあったのかということを含めたご答弁がいただければお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 冒頭の二本木のエノキの伐採関係であります、ただいま黒野議員が言われたような原案が私のところへ教育委員会から相談が参りました。いろいろ意見交換を行った末、形がいい悪いは別として、せっかくあれだけの長年、ケヤキの関係です。長年生きてきたものをお金をかけて伐採するということについてはいかがなものかということで、この予算ではとてもできないという問題でございます。あの場所に最小限の投資をし、二本木のエノキの復元を図るということも考えながら、現状の工事の内容に至ったものでございます。

あちこち北地区の方に意見を聞きましても、決して黒野議員が言われたような意見ばかりではなく、いろんな考え方もあるやに聞いておまして、それらを総合勘案して、ケヤキは今のまま残す。現状のエノキを根っこまで掘り起こしてということで、それらに関する伐採、掘り起こし作業、その後に植え込みをするという予算づけになっております。

黒野議員のおっしゃることについては、そういう形で上がってきたことを前提にして議論した末の結果でございますので、私の判断ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） それでは、2点目の質問になりますけれども、北部公民館の手すりの関係についてです。

これは、事故が起きたということではなくて、起きる前ということでは今回予算をお願いする形になりました。内容的には、北部公民館だけではなくて、ほかの公民館もそうですけれども、小さいお子さんを持つお母さん方が自主的に集まりまして、グループなどをつくっております。そういうグループが公民館を使っ

て子供たちを遊ばせたり、いろんな情報交換しているわけですが、特に北部公民館におきましては、和室を使うということになりますと、2階の部屋しかございませぬ。現在窓をあけますと、いきなり壁になってしまします。特に二、三歳の子供というのは、窓を伝い歩きしたり、非常にそういう意味では窓に近寄って、そこから落ちる可能性が大変強いということがあるかと思ひます。そのようなことを考えまして、ここ半年ぐらいそういうようなお話があったわけなのですけれども、特に安全の問題ですので、新年度の予算を待たずに、できるだけ早くということで、今回お願いすることになっております。

大きき的には、2階和室の南側の窓全部にかかるようにということで、高さが大体50センチ程度の横幅がおおよそ7メートル程度のはしご状の柵状の手すりをつける予定になっております。それをつけることによりまして、もし子供が立ち上がって窓に近づいた場合でも、転落を防止すると、そういう目的で今回お願いできればということでございませぬ。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 13ページお願いいたします。

庁舎建設事業、土地収用事業の事前説明会の新聞広告料20万円、これ一定の法手続上、必要なことだと思いますが、新聞広告についてはどの範囲ぐらいまで告知するのか、またいつごろその説明会を実施するのか、お尋ねいたします。

次に、はばたけぐんま担い手支援事業、19ページですが、ビニールハウスの張りかえ8件分とありますが、これ全て県の費用で実施するということですが、どこのビニールハウスでも該当するわけではないと思うのですが、その補助基準みたいなものがあるのかどうか。どういうビニールハウス、どういう形のものが対象になるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、20ページの農業基盤整備促進事業、板倉東部地区、川入東なのですが、これを見ますと100%国庫支出金で賄う事業ということで、遊休農地の段差解消等の6.8ヘクタールの事業ということなのですが、事業内容がちょっとわかりませぬので、お願いしたいと思ひます。

当初予算に計上されておられませんので、なぜ今の時点にこういう事業が出てきたのか、国の制度が改正になったのかどうか、その辺も含めてお願いいたします。

それと、22ページ、八間樋橋の関係なのですが、交差点改良の設計業務委託料、組み替えということですが、用地費から組み替えるわけですが、用地費については不足しないのかどうか、予定どおり事業が実施できるのかどうか、お願いいたします。

それと、その下の橋梁維持費ですが、国の交付金事業ということで組み替え、新しく蛭田橋の下流側橋を修繕工事を行うということなのですが、当然これについては河川内にありますから、県の河川協議は調っているのだと思ひますが、長年南地区としては、通学道路になっているため、歩道をぜひ対応してほしいという要望が長年出ていると思ひますが、今回下流側の老朽化の橋を修繕するに当たって、歩道の設置はどうか、お願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、今村議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、第1点目でございますが、13ページでございます庁舎建設事業の土地収用法事前説明会新聞広告料の件でございます。どの範囲ということでの質問だと思いますが、現在私どもで考えているのは、上毛新聞さんにお世話になりまして、上毛新聞に掲載するという計画を立てておりまして、今般の20万円追加につきましても、上毛新聞さんの広告料につきまして、参考とさせていただいているところでございます。

また、時期につきましては、土地収用法に関し、事前協議させていただいて、その後本申請、事業認定申請となるのですが、事前説明会につきましては、事業認定申請の前の段階で行う必要があります。正式には開催日の8日前までに公告するということが法で決まっております。時期につきましては、現在土地収用法につきまして事前協議の資料等を準備している段階でありまして、現段階では今年度中というお答えしかできない状況であります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、続きまして2点目でございます。はばたけぐんまの担い手の支援事業の関係でございます。

こちらにつきましては、県単独の補助事業ということでありまして、15%もしくは250万円という設定はあるのですが、これはハウス、いろいろメニューはあるのですけれども、今回出させていただきましたのは、ハウスの被覆材の張りかえということでありまして、まず大前提としましては、認定農業者であるということがまず前提でございます。

それと、この目的が従来、前よりも耐用年数の高い被覆資材を張りかえると、それによって燃料の消費量や廃ビニール、資材の排出量を低減するというので、新時代対応型という名前で、メニューがございます。ですから、これ自体は例えばもともと5年張りのものが、では今度10年張りにしますよということであれば、対象になるということになっております。

今回につきましては、シックスライトなのです。10年張りという形ですが、それをエフクリーンにするという形での申請が8件出ております。

それと、もう一つの土地改良の関係であります。板倉東地区の関係です。こちらも面整備ということで、農業基盤整備促進事業ということで、これは新規事業ですけれども、基本的にこの事業に載って定額の補助事業ということで、10アール当たり10万円という額が出る事業であります。

この事業の内容につきましては、畦畔とか、コンクリート畦畔とかそういうものを撤去して、要するに集積を図ると、それをくっつけていくことによって節減、有効に農地を利用するという目的があります。これにつきまして、同じような事業で、昨年、一昨年と実は農業委員会、農業委員さんを中心にして行っておりまして、今年度、この事業につきましても、その話を地元におろしているという状況でございました。説明会を何度か開かせていただきまして、方向性が出てきたということで、今回の9月の補正で計上させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 八間樋の1—9号線の用地の購入費の関係でございますけれども、25年度の予算編成時のときには、一部の用地の買収が残っているということで、210万円を計上したのですが、その後平成24年度末の今年の3月に地権者の同意が得られまして、24年度予算で対応できたということで、今回減額するものでございます。

また、その下の橋梁長寿命化の蛭田橋の関係でございますけれども、これにつきましては、ご存じのとおり、50年経過しておりまして、具体的に修繕内容を申し上げますと、橋の下の裏側の床版の断面の修復、それとそれを支えている橋の金属部分の修復と、それと橋台、それと基礎の部分、それと雨どい、排水関係の取りかえ等を22年度、3年前に点検した結果、修復が必要だということで、組み替えるものでございます。先ほどの今村議員さんの質問ですと歩道ということが言われましたけれども、歩道部分は入っておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 蛭田橋の関係の歩道の関係ですが、何回か町に対して、行政区を通して、あるいは南地区から中学生の登下校等で歩道が必要である旨の陳情というか、お話はいただいております。いろいろ担当課と打ち合わせをしましたが、今の現状では俗に言う上だけちょっと延ばして、そこへ歩道をつければいい、幅をちょっと上だけはね出して、ここへ歩道をつければいいのか、素人考えではそんなこともよく言われますが、そういった対応では土木等も含め全く了解もいただけないということと、多額な費用が、多額というより、莫大な費用が予想されるため、現状の橋の幅で車幅をぎりぎり狭くさせて、歩道優先のいわゆる線の色を変えた、白線、線の標識で、できるだけ学生あるいは歩行者と通行者の安全を図るべく、そういった措置を現在とっております。一定の間、例えば八間樋も含め、総合的な重量的な事業の展開等を見ながら対応していきたいと思っております。当面はちょっと無理だということの了解は通知してございます。担当、飯野の区長さんとか、ということの経過でございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。1点だけ、先ほどの黒野議員の二本木のエノキの伐採、関連質問ですけれども、かつて一里塚の目標としてエノキが植えられたということで、それが伐採されると大変残念ですけれども、エノキの復元を図るということで、恐らくエノキを植えるのでしょうか、もう一つあそこに石仏があります。道標になっている。ですから、その辺を改めて調べて、あわせてその辺の石仏関係、それも重要ですので、それをいろいろ調べて、あわせて保存活用を図っていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 現地を私も見まして、三角形の非常に手狭なところへエノキが立っていた。加えて、その後植えたのか、自然に生えたのかわからない。先ほど黒野議員が言われた形がいい悪いは、人の判断でございませうから、黒野議員は形の悪いケヤキと言うのでしょうか、いずれにしても何十年か経過したケヤキもある。あのケヤキを切るのにも30万円だったか。莫大なお金がかかるのです。役場の見積もりというのはどうなっているのか、私もわかりませんが、ぶったまげるほどのお金がかかります。なおかつ、狭い三角形の場所の中に、荒井議員が言われた石仏が東を向いて一列に並んでいる状況。なおかつ三角形の一番交差するところへ電柱が立っていたり、いろいろ立ってまして、私自身はエノキも根っこ、伐採するだけで、伐採といっても、生きたエノキを切るのではないです。誤解をいただきたくないのですが、やむを得ず、枯れてしまったものですから、安全のために伐採しなくてはならないということで、計画では根っこまで掘り起こすということになっていまして、この根っこを掘り起こすことによって、こちらの石仏等にも影響が行かないとか、一番安価で現状をいじらず、安全性も求めるには、ケヤキの北側へエノキを植えるだけで、伐採した株の北側へエノキを植えるだけが一番いいのではないかと。枯れた上へまた根っこを掘り起こして、そこへ植えて、ほかの作物等では枯れたところへ植えると、比較的枯れる傾向がございまして、私はそういう考え方で、最小限10万円もかければ、苗木を買ってきてここへ植える、横へ植えればいいではないかという指摘もしました。いろいろな意見を勘案して、しかも石仏等に影響がないように保存をしっかりとしながら、エノキの根っこだけは結局掘りながら、1本切り、1本切り、根っこが多分四方八方に伸びているでしょうから、そういったことでエノキ1本伐採、そして根っこの掘り起こしにも五、六十万円のお金がかかるということで理解してまして、私自身は10万円でも再現させられるという考え方を持っておりますが、譲歩したところでございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

「はい。それで、加えて石仏。まずしっかりと保存しておく……」と言う
人あり]

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問の中の石仏に関する関係になります。あそこには庚申塚が立っております。全部で4つほどあります。基本的には石仏ということで、猿田彦と同じように、昔から道しるべとして多分あったのだとは思いますが、管理自体は地元の方が行っているかと思えます。

今回伐採することによって、根っこが下まで行っているのではないかということもあったのですが、根っこは途中で下に行くものはそこで切断しまして、石仏自体はいじらないという形で、現状のままで保存していきたいと思えます。

なお、看板も、中の文面を変えなくてはいけません、説明文を。その中で2本、ケヤキではなくて、エノキの由来とともに、その石仏もこういふことであわせて立っていたという文面をつくりまして、保存に協力するような形で看板を活用していきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 5番、延山です。

20ページですけれども、農地・水管理支払交付金ということで追加が出ております。この交流事業活動費、これにつきましては、既に年度事業の中で予算をつけ、また実施される。また、取り組んでいる自治体、そのまた行政区ですか、決まっているわけですけれども、追加されたということは、これ取り組みの組織が増えたのか、またどのような状況で活動費として予算取りはされたのか、お願いします。

○議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、答弁させていただきたいと思います。

農地・水の関係であります。延山議員おっしゃるように、今年も当初から既に5つの組合が組織が活動しております。今回この補正に上げさせていただいた部分につきましては、その中の下五箇南部村づくり推進協議会というものでございまして、従来の活動に加えて、その上に向上活動という、実はその上乗せの活動もございまして、そちらの要件が合致すれば、その分について交付金がまた上乗せで上がってくるというようなことがあります。

元来、従前というか、通常の場合は、田んぼが10アール当たり3,300円、畑が2,100円というようなことです。今回下五箇南部につきましては、今の計画でいきますと、水路の改修とか、それから水槽を少し改修するという活動内容で検討しております。この活動につきましては、先ほどの向上活動、上乗せということで、田んぼが10アール当たり4,400円、畑については2,000円で、それに対して町の持ち出し4分の1ということですから、25%相当が今回の80万2,000円の追加ということですから、今までの活動に加えて、向上活動という新たな計画を取り組みまして、今回こちらで補正でということでございます。

以上でございます。

[「具体的に向上活動とは何が」と言う人あり]

○産業振興課長(山口秀雄君) 向上活動については、今回につきましては、素掘り水路、水路が今まで素掘りだったのですが、その部分をコンクリート水路に更新するというものとか、水路から機場を設けまして、そこから用水を上げているのですけれども、その水槽を改修するという内容で、地域全体の、今回については用水の関係、そちらの改善を図るという内容でございます。

以上です。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) そうしますと、田んぼが3,300円が4,400円になるということは、プラスして出るということで、その差額が出るということですか。この水路の改修とか素掘りを3面、U字溝を伏せるということは、今までも当然同じような状況で採択されていたと認識しているのですけれども、なぜこの段階で、またこれについての要綱が変わってきたかと、その目的は何かということですが、

○議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 向上活動については、新しく追加になった事業でありまして、これが平成20年からの農地・水につきましては20、21、22、23、24年の5カ年間ということで始まりました。こちらは、

5カ年間が終わりまして、また引き続き5カ年間ということで、通常の農地・水の向上対策については行っています。

今回の向上活動につきましては、平成24年、切りかえのときから新たに加わりました事業でして、こちらについては現在町内では大荷場の協議会が実は昨年水路に水槽を設けまして、そこから取水するという形で堰をつくっております。ですから、今まで水路について例えば3面をやったとか、道路を舗装したということは、今までの農地・水の事業費では認められておりませんでした。ただ、今度この向上活動につきましては、そういう意味では水路の改修、それから堰の関係についても新たに取り組めるという形になりましたので、現在町については実質的には2つの組合がこの向上活動に取り組んでいるということです。

ただ、できれば町としましても、この事業を活用していただいて、土水路について例えば3面になるとか、そういう意味での改修が進めば非常にいいことかなということもありますので、町もその4分の1を拠出しているということもありますし、もう一つ、本来もうちょっと突っ込んでいけば、農道もというところもあるのですが、こちらについては基本的には町道では対象にならないということでありまして、町は農道はあるのですが、全て町道ということでもありますので、そちらはなかなか取り組めないというような現状にあります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○5番（延山宗一君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第41号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第41号であります。平成25年度板倉町国民健康保険特別会計の補正予

算（第1号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,910万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,022万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金から27万8,000円を減額し、繰越金に1,938万5,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に55万2,000円を、諸支出金に1,855万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第41号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明申し上げます。

今般の歳出につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ1,910万7,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ19億9,022万8,000円とするものでございます。

議案書の2ページ、3ページ、4ページ、5ページは町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略させていただきます。6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、7月1日からの職員の給与の削減に伴います減額及び事務費等の繰入金の追加によりまして、差し引きで27万8,000円の減額という内容でございます。

次の10款1項2目その他繰越金でございますが、こちらにつきましては、歳出の固定資産の税額更正に伴います国保税の返還分、また前年度の給付費の確定に伴います国、社会保険診療報酬支払基金への返還金の財源としまして、前年度の繰越金から1,938万5,000円を補正計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、先ほど申し上げましたが、職員の給与削減と、基幹系のシステムが更新になるため、受給者の台帳の購入費ということで、印刷製本費になりますが、その分を追加するということで、差し引きの27万8,000円の減額ということでございます。

次の1款2項1目賦課徴収費につきましては、過誤納金の交付金ということで、介在山林、田畑に係る固定資産税の税額更正に伴う返還分としまして83万円を追加するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。12款1項1目一般被保険者保険税還付金でございますが、こちらにつきましても固定資産税の更正に伴います還付金ということで、122万円を追加するものでございます。

次の3目一般被保険者償還金につきましては、平成24年度の療養給付費の確定に伴います精算で返還を行う金額の補正でございます。

次の4目退職被保険者等償還金につきましても、前年度の給付費の確定による精算の補正でございます。

次に、5目の一般被保険者還付加算金、6目の退職被保険者等還付加算金につきましては、固定資産の更

正に伴います国保税の還付に際します加算金の補正でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この8ページの1目の一般被保険者保険税還付金と5目の一般被保険者還付加算金、こういうのはどういうものなのか、わかりやすく説明いただきたいのですけれども。

それと、7ページの賦課徴収費というので、過誤納金交付金というのですか、これの意味についても説明いただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 青木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、7ページの国保の賦課徴収事業の過誤納交付金でございます。これについては、先ほど落合課長から説明があったところですが、課税が国保税については戸籍税務課で賦課徴収しているところです。その中で先ほど説明があった固定資産の課税標準額等の更正の中で還付が生じたということで、国保税、国民健康保険税については国保税の税割が40%算定されていますので、国保税にも影響出るということの中で、それに伴う還付金が発生したという形で、内容についてはそういうことです。4方式で国保税が計算されているわけですが、所得割、資産割、平等割、均等割と4方式の中で固定資産税の税額の40%が国保税に算入されているということから、固定資産税でもありましたので、それに伴って国保税でもその還付が生じていたという内容でございます。

それと、8ページについてですが、8ページについても、国保については一般被保険者分、退職分、介護分と、それと後期分と4つ合わせた形の中で国保税として一括徴収しているところです。その内訳としまして、一般の被保険者分の還付、それに合わせて還付加算金も計算したと、そういう計上の内容になっています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうすると、この7ページの過誤納金交付金の意味がよくわからない。

と、8ページの1目の一般被保険者保険税還付金というのは、これは別物なのですね。関係ないのですね。

それと、さっきの5目の還付加算金というのを、これはどういうことなのか、説明をさっきしていないのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 内容については、国保が全体の中で一般被保険者分、退職医療分、先ほど介護分、後期と合わせた中で賦課徴収させていただいていると説明させていただきました。ですからこの

内容は、今回の補正については、全体が一体というか、一体された、関連しているものでございます。一般分と退職分等々、それぞれ還付金と、その還付加算金については、還付に合わせて加算金を利息と申しましようか、加算金を計算したものをあわせて還付するという内容でございます。

内容については、一体、関連した内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第42号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第42号であります。平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてということであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,388万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,517万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金から6万6,000円、支払基金交付金から2万6,000円、県支出金から3万3,000円、繰入金から21万5,000円をそれぞれ減額をし、繰入金に2,422万9,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費から14万円、地域支援事業費から20万円をそれぞれ減額し、基金積立金に1,683万3,000円、諸支出金に739万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

〔健康介護課長（落合 均君）登壇〕

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第42号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、ただいま町長から提案理由を申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれに2,388万9,000円を追加し、歳入歳出の総額それぞれを11億4,517万6,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略させていただきます。6ページをお願いいたします。

6ページ、7ページ、歳入でございますが、こちらの国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金とございますが、こちらそれぞれ4月の人事異動、それと7月1日からの職員の給与削減に伴います人件費分をそれぞれ負担割合に応じて減額をさせていただいたものでございます。非常に細かくなっておりますが、介護予防事業、包括支援事業、2事業につきましては、負担割合に応じた減額は生ずるということで、このような形になっております。ということでよろしくをお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの繰越金でございますが、こちら前年度の繰越金といたしまして、2,422万9,000円を受け入れるものでございます。

以上、歳入合計で2,388万9,000円の補正額ということでございます。

次に、9ページをお願いいたします。歳出のほうでございますが、こちら1款1項1目一般管理費につきましては、先ほど申し上げました人事異動と給与の削減に伴う減額といたしまして、14万円の減額でございます。次に、4款1項1目の基金積立金でございますが、先ほど歳入で受け入れました繰越金から後ほどもご説明申し上げますが、前年度の給付費等の確定に伴います精算による返還の金額を差し引いた額になりますが、1,688万3,000円を基金に積み立てということで補正させていただくものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。こちらがやはり5款1項1目の二次予防事業費でございますが、人事異動と給与削減に伴う削減分でございます。

次の5款2項1目包括的支援事業費につきましても、同様の人事異動と給与削減に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。歳出のほうの償還金でございますが、こちら、先ほども申し上げましたが、前年度の介護事業費、給付費の確定に伴いまして、国に対するもの、また支払金に対するもの、返還するもの等々を補正させていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 9ページの基金積立金なのですが、1,683万何がしを今回積み立てると基金の総額は幾らになるか、お尋ねいたします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 平成24年度末の基金の残高が1億2,662万2,000円となりまして、これに先ほどの補正額1,683万3,000円を追加するものとなりますので、1億4,345万5,000円の基金残高ということとなります。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○2番（今村好市君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第43号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第43号 平成25年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案につきましては、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,335万5,000円に補正するものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金から30万円を減額するものです。歳出につきましては、下水道費のうち、下水道総務費の人件費から30万円を同じく減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしく審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

○環境水道課長（荻野恭司君） それでは、議案第43号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、4月の人事異動により人件費を減額補正するものでございます。

資料の6ページをごらんください。歳入の1目一般会計繰入金につきまして30万円を減額。

次に、7ページをごらんください。歳出の1目下水道総務費について、給料を90万円減額、職員手当等は60万円増額し、合計で30万円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○認定第1号 平成24年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度板倉町下水道事業会計決算認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの6件は、平成24年度の各会計の決算認定であり、関連ありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、認定第1号ということで、平成24年度の一般会計歳入歳出の決算認定についてということであります。

平成24年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。当初予算額は歳入歳出ともに51億4,800万円でありましたが、10回の補正予算や前年度からの繰越明許費を含めた最終予算現額は57億3,875万7,000円となったところであります。この予算現額に対する歳入決算額として60億1,162万7,727円、104.8%、歳出決算額として53億9,570万9,399円、94.0%となり、歳入歳出差し引きとして6億1,591万8,328円の繰り越しとなりました。

また、翌年度への繰り越し財源3,199万7,000円を差し引いた実質収支額は5億8,392万1,328円となりました。歳入決算額において自主財源である町税は19億4,024万1,000円で、前年度より458万5,000円の微増であり、歳入全体の割合として32.3%でありました。

地方交付税は、15億3,807万円、25.6%、特定財源である国庫支出金並びに県支出金合わせて6億9,704万円、11.5%、町債は3億4,650万円、5.8%となりました。

歳出決算額においての目的別の主なものとして、民生費は15億8,893万9,000円で、歳出全体の割合で

29.4%、総務費は11億3,997万円で21.1%、土木費は5億5,984万円で10.4%、教育費は5億2,781万3,000円で9.8%、公債費は4億8,758万3,000円で9%となりました。

主要施策の主な成果といたしましては、総務費では庁舎建設準備事業において、基本計画検討委員会を8回開催し、庁舎建設用地の場所を決定し、また国道354号バイパス延伸整備事業や渡良瀬川及び利根川架橋整備事業では、関係する県への要望活動の実施をしたところであります。

民生費及び衛生費では、子どものための手当支給事業やがん検診推進事業及び子宮頸がん等ワクチン接種事業等を実施したところであります。

土木費では、八間樋橋整備事業の用地測量や道路改良工事の一部実施や町単独道路整備事業や道路維持事業のインフラ整備等を実施しております。

教育費では、南小、北小の受水槽、高架水槽改修事業や同じく南小体育館内部の塗装改修事業、さらには渡良瀬グラウンド整備事業等も実施したところであります。

今後におきましても、これまで実施してきた公共事業に伴う借入金償還がピークを過ぎたものの、1市2町の広域化によるごみ処理施設建設や館林厚生病院の耐震化工事など、一部事務組合の多額な負担金の支出や役場新庁舎建設に向けての財源確保などを考えますと、財政運営については注意を要する状況が続くと考えておりますので、国との信頼関係を維持しつつ、住民の視野に立った財政運営に取り組み、各般にわたる重要施策、課題の推進に限られた財源で重点的、効率的に活用を図っていきたいと思っております。

最後に、平成24年度の事業が遂行できましたことは、議会を初め、町民皆様方のご理解とご協力のたまものであります。

なお、事業の成果の概要については、別添24年度一般会計における主要施策の成果についてのとおりでございます。

次に認定第2号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本町も含め、我が国は今後さらに高齢化が進行することは必至であり、医療費適正化を図っていくことは課題として挙げられております。これを受けて、健康づくりの観点から、各種保健指導事業や疾病予防対策等を引き続き推進してまいりました。

平成24年度決算につきましては、歳入総額1億3,434万8,757円に對しまして、歳出総額1億3,038万5,249円でありました。歳入歳出差し引き残額は396万3,508円となりました。実質収支も同額でございます。

今後とも後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の維持に念頭を置き、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

続いて、認定第3号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加及び経済状況などの悪化による保険税収入の低迷や、さらには国保制度の構造的課題や制度疲労を抱えていることから、厳しい状況にございます。

平成24年度は、保険給付事業を主としながらも、保険制度などの広報活動の実施、特定健康診査にかかわります個別検診の導入、さらには医療費適正化事業といたしまして、人間ドック補助事業、医療費通知事業、

診療報酬明細書点検及び保健センターによる保健指導など、医療費抑制による財政健全化にも努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額21億530万9,659円に対しまして、歳出総額19億8,980万3,277円となりまして、差引残額1億1,550万6,382円となったところであります。実質収支額も同額でございます。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持を促進するとともに、医療費の抑制に努め、健全財政の維持を念頭に置きながら、一層努力してまいりたいと思います。

以上で認定第3号の説明を終わります。

続いて、認定第4号 平成24年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

平成24年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、介護保険制度は急激な高齢化の進行に伴い、必要不可欠な社会保障制度の一つとして定着をしており、今後も介護保険制度を維持継続し、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する仕組みづくりが重要となっております。

本制度も今年で13年が経過し、給付費の適正化に向けた取り組みと、高齢者が要介護状態になることを予防する各種教室等実施してまいったところでございます。

平成24年度決算につきましては、歳入総額10億7,475万8,846円に対しまして、歳出総額10億5,052万8,453円でありました。歳入歳出差引残額は2,423万393円となり、実質収支額も同額でございます。

今後も介護予防の推進に努め、給付費の抑制を図り、健全財政の維持になお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、詳細については、それぞれ担当課長によりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

以上で認定第4号の説明を終わります。

次に、認定第5号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、下水道事業は、板倉ニュータウン事業の展開の遅れなどから歳入が伸び悩み、また施設建設から10年以上経過しているため、今後は施設の老朽化に伴う修繕費などの支出の増加が予想されるなど、財政的には大変厳しい状況に置かれております。

そのような中、平成24年度につきましても、水質浄化センターの適切な運転、維持管理を実施することで、費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などに努めてまいりました。

歳入歳出決算につきましては、歳入が1億9,604万1,912円に対しまして、歳出が1億7,668万7,559円となり、差引残額1,935万4,353円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が4,754万2,472円、一般会計からの繰入金1億3,426万3,000円、繰越金が1,376万8,939円、諸収入が46万7,501円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,659万542円、管渠維持費が6,820円、水質浄化センター費が4,256万7,203円、公債費が1億752万2,994円でございます。

今後も施設の適正な運転・維持管理を図りながら、費用の抑制に努めていきたいと考えております。
詳細は、同じく担当課長より説明を申し上げます。

次に、認定第6号 平成24年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

当年度における収益的収支につきましては、総収益が3億1,102万6,733円に對しまして、総費用3億1,088万7,633円で、13万9,100円の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入では企業債5,000万円、工事負担金647万円、総額5,647万円に對し、支出の総額は1億4,808万1,818円で、内訳は建設改良費に1億626万3,865円、企業債償還金に4,181万7,953円でありました。

建設改良費の主なものにつきましては、老朽化した石綿セメント管の布設替え工事と、浄水場のろ過器更新工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する9,161万1,818円につきましては、内部留保資金等で補填をいたしました。

今後も水道事業の効率化を図り、長期的安定給水に向けて積極的に推進してまいる所存でございます。

同じく担当課長よりの説明がつくところでありますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上、認定第1号から同じく6号までを一括してご説明申し上げましたが、ご了解いただきまして、よろしくご審議をくださいますようお願いを申し上げます。大変ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 （午後 0時01分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

各会計の担当課長からの説明があります。一般会計からお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、認定第1号であります平成24年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

あらかじめ申し上げますが、来週の決算事務調査もありますので、今般の説明に関しましては、概要のみを説明させていただくということでご了解をいただきたいと思います。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお開きいただきます。款及び主な項につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳出ですが、収入済額をもって説明とかえさせていただきます。1款町税ですが、収入済額19億4,024万1,016円でありまして、前年比458万5,000円の増でございます。伸び率につきましては、0.2%の伸び率ということでございます。

1項の町民税につきましては、前年比5,674万2,000円の増でありまして、伸び率7.3%となっております。

続きまして、2項の固定資産税ですが、前年比マイナスの5,466万6,000円の減でございました。伸び率につきましては5.2%の減ということでございます。

続きまして、2款でございますが、地方譲与税でございますが、前年比738万7,000円の減でございまして、伸び率につきましてはマイナスの7.0%となっております。

次の3款の利子割交付金、4款の配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、また次の6款の地方消費税交付金並びに7款のゴルフ場利用税交付金につきましては、前年とほぼ同額ということで、前年並みの収入ということでごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、8款でございますけれども、自動車取得税交付金につきましては、前年比823万円の増でありまして、伸び率につきましては35.5%の増ということとなっております。

次の9款の地方特例交付金でございますが、収入済額が758万7,000円でございますが、前年比2,260万7,000円の減と、伸び率につきましては74.8%の減ということになっております。減の理由につきましては、減収補填特例交付金1,234万2,000円と児童手当等交付金1,026万5,000円の減額によるものが主な理由となっております。

次に、10款地方交付税でございますけれども、収入済が15億3,807万円で、前年比7,329万4,000円の減であります。伸び率につきましては4.5%の減ということであります。減の理由ですが、町債の償還額の減少によります基準財政需要額算入額の減少によるということが主な理由ということでご理解いただければと思います。

続きまして、11款でございますけれども、交通安全対策特別交付金240万円ですが、前年比4万円の減ということでございます。

次に、12款分担金及び負担金でございますが、6,109万4,012円で、前年対比864万7,000円の減、12.3%の減ということになっております。

次に、13款使用料及び手数料ですが、収入済額が6,353万2,125円でありまして、前年比235万5,000円の増ということになってございます。3.8%の伸び率ということになってございます。

次に、14款国庫支出金であります。収入済みが3億7,563万7,373円でございますが、前年比1億1,311万7,000円の減ということでございます。伸び率につきましては、マイナスの23.1%ということでございます。この国庫支出金の内容につきましては、障害福祉関連負担金補助金が9,650万円余、児童福祉関連負担金が1億9,420万円余、社会資本整備交付金ですが、5,960万円余ということでございます。減の理由につきましては、23年度につきまして、安全安心学校づくり交付金並びに地域活性化臨時交付金等の減額によるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きいただきます。15款県支出金でございますが、収入済額3億2,140万2,979円でありまして、前年比4,139万1,000円の減であります。伸び率につきましては、11.4%の減でございます。減の理由につきましては、緊急雇用創出事業の補助金4,192万5,000円の減額によるものでございます。

次の16款財産収入につきましては1,206万8,337円で、前年比817万5,000円でございますが、2項の財産売却収入としまして893万7,000円の決算額、収入済みでございます。これは、町有地を売り渡した関係でございます。

17款寄附金につきましては、300万8,105円の収入済高がありまして、前年比38万円の減となっております。

次に、18款繰入金でございますけれども、収入済額が2億9,615万6,562円でございます。前年比3,509万5,000円の増と、伸び率13.4%でございます。理由としましては、2項の基金繰入金ですが、前年比3,462万4,000円の増でありまして、基金繰り入れにつきましては13.4%の伸び率ということになってございます。内容としましては、財政調整基金が1,433万円、減災基金が2億480万円、公共施設等整備維持基金が5,900万円、ふるさとづくり事業基金が1,360万円となっております。

次に、20款諸収入ですが、前年比534万円の減額で減となりまして、6,067万8,873円でございます。

21款町債でございますが、収入済額が3億4,650万円、前年比3億1,890万円の減でございます。伸び率につきましては47.1%の減ということになってございます。町債の内容につきましては、臨時財政対策債が2億9,380万円、公共事業債、八間樋橋の関係ですが、4,390万円、公共事業債、国営附帯県営農地防災事業ですが、880万円の内訳となっております。減の理由としましては、国営総合農地防災事業の事業費の減並びに中学校の屋内運動場耐震改修事業及び小学校エアコン事業の終了によるものでございます。

歳入合計でございますが、予算現額57億3,875万7,000円に対しまして、収入済額60億1,162万7,727円、予算現額に対する歳入の割合が104.8ポイントとなっております。

参考でございますが、平成23年度の歳入総額につきましては、67億2,380万3,598円でありまして、比較しますと7億1,217万5,871円の減ということになってございます。10.6%のマイナスということになってございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款議会費につきましては、支出済額8,791万6,746円、前年比1,490万9,000円の減であります。減の理由としましては、議員共済会の給付費負担金1,590万円の減によるものでございます。

続きまして、2款総務費でございますが、支出済額11億3,997万294円、前年比1億8,637万2,000円の減でありまして、マイナスの14.0%の伸びでございます。減の理由としましては、1項の総務管理費が前年比1億6,967万6,000円の減でございます。平成23年度、5億3,000万円の財政調整基金の積み立てを実施しましたが、平成24年につきましては3億5,000万円と1億8,000万円の減額によることが一番大きいものということでございます。

続きまして、3款民生費でございますが、支出済額15億8,893万8,979円でありまして、前年比1億1,203万7,000円の増ということになっておりまして、伸び率7.5%となっております。増の理由としましては、1項の社会福祉費が前年比1億1,726万9,000円の増でございます。内容でございますが、国民健康保険への赤字補填繰出金が8,000万円、並びに障害者福祉の介護給付訓練等給付金の増が主な要因となっております。

続きまして、4款衛生費につきましては、4億6,740万4,578円で、前年比613万2,000円の減でございました。

続きまして、5款労働費でございますけれども、支出済額が597万890円、前年比4,936万2,000円の減ということで、伸び率がほぼマイナスの90%近いのでございます。この減の理由につきましては、緊急雇用創出事業が終了の減額というのが主な理由でございます。

続きまして、6款農林水産業費でございますけれども、支出済額が1億8,867万3,761円、前年比2億41万

5,000円の減でございます、伸び率マイナスの51.5%となっております。減の理由でございますが、平成23年度事業であります国営総合農地防災事業の減及び戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業の減によるものでございます。

9款消防費につきましては、前年比948万8,000円の増で、支出済額2億7,452万3,732円となっております。

次に、10款の教育費でございますけれども……抜かしたかな。申しわけございません。8款の土木費が抜けたかなというふうに思いますので、申しわけございません。また6ページ、7ページにお戻りいただけますか。8款の土木費ですが、5億5,984万2,000円で、前年比1億1,396万8,000円の増でございます。伸び率25.5%でございます。増の理由につきましては、繰り越し分を含めました町道1－9号線八間樋橋整備事業及び町単独事業の増が主な要因でございます。

それでは、10款の教育費に移ります。10款の教育費ですが、支出済額5億2,781万3,370円、前年比2億6,729万4,000円の減でございます。伸び率につきましては、33.6%のマイナスでございます。

内容としましては、2項の小学校費が前年比8,523万9,000円の減でございます、23年度実施しました小学校エアコン事業の完了によります。

また、3項の中学校費ですが、前年比1億6,074万9,000円の減でありまして、23年度実施しました中学校エアコン事業の完了及び屋内運動場耐震改修事業の完了によるものでございます。

続きまして、11款災害復旧費につきましては、前年比マイナスの336万円で皆減となっております。

12款でございますが、公債費4億8,758万2,969円でありまして、前年比1億3,963万1,000円の減でございます。伸び率マイナスの22.2%となっております。主な理由としましては、一般廃棄物処理事業債及び一般単独事業債の償還終了によるものでございまして、総トータル的な公債費が減額となっております。

続きまして、13款諸支出金につきましては、1万1,791円の支出済額でございます。

14款予備費でございますけれども、予備費としまして支出済額はゼロでございますが、補正を含めまして1,000万円を予算措置をしておりますので、827万5,000円をほかの款へ充用としております。

以上、歳出合計でございますが、予算現額57億3,875万7,000円、支出済額が53億9,570万9,399円でありまして、執行率が94.0%となっております。実質収支額につきましては、そこに記載のとおり、5億8,392万1,328円でありました。

参考でございますが、単年度収支につきましては、マイナスの8,606万1,612円でございます。また、実質単年度収支につきましては、2億5,002万8,331円となっております。

次のページの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、決算事務調査において説明されますので、省略させていただきます。なお、事務内容につきましては、成果につきましては一般会計における主要施策の成果についてを参照していただきたいと思っております。

以上、概要でございますが、一般会計の説明とさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、続きまして認定第2号から認定第4号までを一括してご説明申し上げます。

まず、認定第2号の平成24年度後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。決算書のほうをごらんいただければと思います。

後期高齢の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、先ほど一般会計のほうで説明もございましたが、私のほうも事務調査等でございますので、各款項に係る収入済額をもってご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1款1項後期高齢者医療保険料が8,296万250円で、前年に対しまして16%の増でございました。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料でございますが、こちらにつきましては、299件分の督促の手数料といたしまして1万4,950円の収入がございました。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、4,653万8,719円でございます。こちらは事務費と保険基盤安定繰入金でございます。前年に対しまして11.1%の増となっております。

次に、4款諸収入、1項の1万8,800円につきましては保険料の延滞金、その下の2項、12万2,200円につきましては保険料の還付金の収入でございます。

次に、5款の繰越金でございますが、こちらにつきましては前年度の繰越金ということでございます。

以上、歳入合計が1億3,434万8,757円で、前年に対しまして1,619万8,660円の増、割合といたしましては13.7%の増となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出になります。こちらやはり支出済額をもってご説明とさせていただきます。

まず、1款総務費でございますが423万618円で、こちらは事務費の関係の経費でございますが、全体の3.1%の割合となっております。

次に、2款の後期高齢者医療連合納付金でございますが、1億2,160万5,869円となりまして、全体の割合で90.5%を占めております。伸びといたしましては、前年に対しまして13.4%の増でございました。こちらは、広域連合に納付いたします保険料と保険基盤安定制度負担金等でございます。

次に、3款の諸支出金でございますが、454万8,762円でございます。こちらは、保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算によります一般会計の繰出金、戻すお金でございます。

以上、歳出合計が1億3,038万5,249円となりまして、前年に対しまして1,692万4,333円の増となります。割合といたしまして、14.9%の増でございます。

歳入歳出差し引き残額が396万3,508円となりまして、実質収支額も同額でございました。

以上で後期高齢者医療につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号になりますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。2ページ、3ページをお願いいたします。こちら同様に、主な款に係る収入済額をもってご説明とさせていただきます。

まず、1款の国民健康保険税でございますが、収入済額は5億6,656万3,702円で、全体の26.9%を占めまして、前年に対しまして1.1%の増となりました。収納率でございますが、現年度の収納率が94.91%ということで、前年を0.45%上回りました。滞納繰り越し分につきましては、25.35%の収納率で、前年を0.84%下回ったような数字となりました。

次に、2款は省略させていただきます。3款の国庫支出金4億4,081万5,878円で、前年に対しまして4

%の増でございます。

次に、4款の療養給付費等交付金1億4,938万400円で、前年に対しまして14.8%の増でございます。

次に、5款前期高齢者交付金2億8,752万8,772円で前年比20.3%の減でございます。

次に、6款の県支出金1億3,010万6,243円で、前年費34.7%の増でございます。

次に、7款共同事業交付金2億2,923万3,593円で、前年比8.9%の増でございます。

次に、9款の繰入金でございますが、1億8,509万7,290円で、全体の8.8%となっておりまして、前年に対しまして68.7%の増でございます。この中には先ほど一般会計の説明でございましたが、町一般会計から法定外の繰入金、いわゆる赤字補填分といたしまして8,000円の繰り入れをいただいております。

次に、10款の繰越金でございますが、前年度の繰越金でございます。

以上、歳入合計21億530万9,659円で、前年比で3,797万6,115円の増、1.8%の増という歳入となりました。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。まず、1款総務費につきましては、職員等の人件費、賦課調整に関する経費等でございますが、前年に対しまして5.4%の減でございます。

次に、2款の保険給付費でございますが、12億7,069万3,508円で、全体の63.9%を占めております。前年比で1.6%の増という形になりました。内訳として、4項出産育児諸費でございますが、こちら42万円の補助でございますが、11件分でございます。前年に対しまして7件の減。

その下の5項の葬祭諸費につきましては、5万円の25件分でございます。前年比で23件の減でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等につきましては2億6,509万6,127円で、前年比7.5%増でございます。

次に、6款は省略させていただきまして、7款の介護納付金でございますが、こちらは40歳から64歳までの2号被保険者の方に係る納付金ということで1億3,452万2,374円で、前年比で1.9%の増でございます。ちなみに、給付金2,271人分ということでございます。

次に、8款の共同事業拠出金でございますが、国保連へ拠出するものでございます。2億3,711万6,938円でございます。

次に、9款の保健事業費でございますが1,886万3,602円で、前年比で0.3%の減でございます。ちなみに、特定健診の受診者数でございますが2,152人、前年比で108名の増でございます。受診率につきましては2.3%増の54.2%となりました。

次に、11款は省略させていただきまして、12款の諸支出金でございますが、2,192万2,386円で、こちらは保険税の還付、また前年度の国庫支出金の精算によります返還金でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。予備費につきましては支出はございませんでした。

以上、歳出合計が19億8,980万3,277円で、前年に対しまして3,479万894円の増で、割合といたしまして1.8%の増でございます。

歳入歳出差し引き残金が1億1,550万6,382円となりまして、実質収支額も同額でございます。

以上で国民健康保険につきましてご説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号になりますが、平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計の2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、1款1項の介護保険料でございますが、2億730万3,495円ということで、平成24年度に第1号被保険者の保険料の改定がございましたので、前年に対しまして35.3%の増となりました。歳入全体の19.3%を占めております。

次の2款は省略させていただきますが、3款の国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、1億7,331万8,819円で7.7%の増でございます。

次の2項の公庫補助金につきましては、前年比6.6%の減ということでございます。

次に、4款の支払基金交付金でございますが、2億8,942万8,671円で、前年比5.2%の増でございます。こちらは、40歳から64歳までの第2号被保険者の納付金が支払基金から町に対して交付されるものでございます。

次に、5款県支出金でございますが、1億4,604万6,252円で、前年比8%増でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金が1億6,519万9,534円で、前年比4%増でございます。こちらは、介護給付費地域支援事業の町負担分、職員の人件費、事務費等に係る繰入金という内容でございます。

次に、同じ繰入金の3項の財政安定化基金繰入金につきましては、県の財政安定化基金から平成24年度、1年限りで繰り入れをされたものでございます。868万4,000円という額でございます。

次に、8款の繰越金が1,949万3,141円で、前年度の繰越金に9款の諸収入を加えまして、歳入合計が10億7,475万8,846円で、前年に対しまして6,578万4,490円、6.5%の増という歳入結果となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。1款総務費でございますが、支出済額は4,098万1,489円でございます。前年比で9.8%の減ということでございます。

次の2款保険給付費が9億6,859万8,290円で、前年比7.1%の増でございます。

3款は省略させていただきますが、4款1項の基金積立金でございますが、1,568万5,971円で、前年比8.1%の減でございます。

次に、5款の地域支援事業費でございますが、2,051万3,500円で前年比26.4%の増でございます。こちらは、地域包括支援センターの事業に関する支出でございます。

次に、6款は支出がございませんでした。

7款の諸支出金でございますが、こちらにつきましては介護保険料の還付金及び前年度分の精算に伴います国支払基金等への返還金ということで支出をしたものでございます。

以上、歳出合計が10億5,052万8,453円で、前年比6,104万7,238円、6.2%の増という歳出の結果となりました。

歳入歳出差し引き残金でございますが、2,423万398円となりまして、実質収支金額も同額ということでございます。

以上、認定第2号から第4号までの3案のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

済みません、先ほどの差し引き残金と収支のところですが、2,423万393円でございますが、398円というふうに申し上げてしまったということですので、訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長（野中嘉之君） 次に、荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 引き続きまして、認定第5号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第6号 平成24年度板倉町下水道事業会計決算認定について、一括して説明させていただきます。

まず、認定第5号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。予算書、下水道事業の6ページ、7ページをお願いいたします。主なものの説明をさせていただきます。

1款の使用料及び手数料ですが、収入済額が4,754万2,472円で、前年比6.7%の増でございます。そのうち下水道使用料が4,733万9,305円で、利用者1,071件分の収入でございます。

次に、4款の繰入金でございますが、こちらは町の一般会計からの繰入金で1億3,426万3,000円は前年比0.1%の減でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。5款の繰越金1,376万8,939円につきましては、前年度繰越金で、前年比9.9%の減ございました。

歳入合計は1億9,604万1,912円で、前年比0.9%の増でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出になります。1款の下水道費は、合計で6,916万4,565円、前年比4.7%の増でございます。内容につきましては、1目の下水道総務費2,659万542円ですが、主に職員の人件費等でございます。

4目の水質浄化センター費ですが、4,256万7,203円、こちらにつきましては、主に水質浄化センターの需用費、維持管理業務委託料でございます。前年比4.4%の増ございました。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。2款の公債費でございますが、1億752万2,994円でございます。ここ数年起債の償還ピークが過ぎておりまして、前年比6.1%の減でございます。歳出合計1億7,668万7,559円で、前年比2.1%の減でございます。

以上で認定第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成24年度板倉町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。まず、収益の部につきましては、第1款の水道事業収益の合計が3億1,102万6,733円で、前年比1%の増でございます。内訳を申し上げますと、第1項の営業収益の合計が3億1,026万5,211円で、主なものにつきましては水道料金でございます。

続きまして、第2項の営業外収益の合計でございますが、54万474円、こちらは預金の受取利息と水道料金の徴収事務委託料でございます。

次に、第3項の特別利益の合計が22万1,048円、主なものは平成23年度分の東京電力の原子力災害に係る賠償金ございました。

次に、費用の部でございますが、19ページをお願いいたします。1款の水道事業費用の合計が3億1,088万7,633円で、前年比0.7%の増ございました。まず、第1項の営業費用2億8,677万4,366円ですが、内容といたしましては第1目の原水及び浄水費が1億5,207万2,179円で、この内容につきましては、各浄水場施設の運転管理業務、水質検査等の委託費、施設機器の修繕費、電気料等々でございます。並びに県水の受水費も含まれております。

次に、第2目の配水及び給水費ですが、789万469円、こちらの内容につきましては、量水器の交換委託料、漏水修繕に係る費用でございます。

次に、4目の総係費2,676万6,569円で、主なものは職員人件費、検針業務の委託料、システムの使用に係る費用、保険料等でございます。

20ページをお願いいたします。第5目の減価償却費が9,863万5,649円、平成23年度の工事分と受贈財産分が加わり、前年比2%の増となっております。

次に、第6目の資産減耗費が20万4,200円、こちらは計量法により有効期限切れとなりました量水器を売却したものが主な内容でございます。

次に、第8目その他営業費用は120万5,300円、給水申し込みに係る材料の売却原価でございます。

次に、2項の営業外費用2,366万9,527円ですが、こちらの内容につきましては、企業債返済に係る利息でございます。

最後に、第3項の特別損失44万3,740円、こちらは不納欠損による過年度収益の減額分でございます。

戻りまして、18ページ上段の水道事業収益3億1,102万6,733円から19ページ上段の水道事業費用3億1,088万7,633円を差し引いた結果、今年度は13万9,100円の純利益となっております。

以上をもちまして説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。下水道の利用戸数については数字が間違っておりました。追って訂正させていただきますが、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 以上で各会計決算認定の説明が終わりました。

○監査報告

○議長（野中嘉之君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、青木秀夫君。

[監査委員（青木秀夫君）登壇]

○監査委員（青木秀夫君） ご指名がございましたので、平成24年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成24年度の各会計決算審査については、平成25年8月21日に実施いたしました。なお、この件につきましては、高瀬監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成24年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を徴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。

平成24年度においては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額60億1,162万7,727円、歳出総額53億9,570万9,399円、歳入歳

出差引額 6 億 1,591 万 8,328 円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額 1 億 3,434 万 8,757 円、歳出総額 1 億 3,038 万 5,249 円、歳入歳出差引額 396 万 3,508 円です。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 21 億 530 万 9,659 円、歳出総額 19 億 8,980 万 3,277 円、歳入歳出差引額 1 億 1,550 万 6,382 円。

続いて、介護保険特別会計につきましては、歳入総額 10 億 7,475 万 8,846 円、歳出総額 10 億 5,052 万 8,453 円、歳入歳出差引額 2,423 万 393 円です。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額 1 億 9,604 万 1,912 円、歳出総額 1 億 7,668 万 7,559 円、歳入歳出差引額 1,935 万 4,353 円。

引き続き水道事業会計ですが、収益的収支は、水道事業収益 3 億 1,102 万 6,733 円、水道事業費用 3 億 1,088 万 7,633 円、収支差引額 13 万 9,100 円となりました。

資本的収支は、資本的収入額 5,647 万円、資本的支出額は 1 億 4,808 万 1,818 円、差引不足額は 9,161 万 1,818 円となっており、不足額については内部留保資金で補填されておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成 24 年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分な検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（野中嘉之君） 以上で監査報告が終わりました。

○発言の訂正

○議長（野中嘉之君） ここで荻野環境水道課長より訂正があります。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほど下水道事業につきまして、一部訂正がありました。大変失礼いたしました。

決算書 7 ページをごらんください。備考の欄、上から 4 段目に、下水道使用料 4,733 万 9,305 円とありますが、この下水道の利用者数について申し上げます。1,071 件分でございます。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ここで議員各位に申し上げます。この各会計決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査の後、最終日の 20 日に行いますので、ご了承願います。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時54分）